

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



相続税編

Q1 私は事業会社であるA社のオーナー経営者であり、今も100%の株式を保有しています。近年、本業の業績が悪化する一方で、過去から資産運用のために保有していた投資有価証券(主に上場株式)の時価が大幅に上昇しており、すでに時価ベースで総資産の50%超となっています。この時、私に相続が発生した場合のA社株式の相続税評価の算定方法について教えてください。

A1 A社は総資産の50%超を株式および出資(以下、株式等)が占める会社であるため、「株式保有特定会社」に該当するものと考えられます。この「株式保有特定会社」は、会社の資産構成が著しく株式等に偏っている特殊な会社であり、一般の評価会社に適用される原則的評価方式(※1)とは異なる方法での評価となります。

①純資産評価方式とは、会社が保有する各資産、負債を財産評価基本

通達に基づき評価し、その差額である純資産評価額により評価する方法です。また、「S1+S2」方式とは、A社が保有する資産のうち、株式等以外の資産を「S1」、株式等の資産を「S2」として、それぞれに分けて評価する方法です。「S1」部分は、株式保有特定会社がある株式等と当該株式等に係る受取配当収入がなかったとした場合の株式の原則的評価方法による評価額により算定します。すなわち、当該会社が有する資産のうち株式等以外の部分については、株式保有特定会社ではない普通の非上場会社の場合と同様の評価額がなされることとなります。一方で、それ以外

法は以下の通りです。

遺言の方式	作成方法
自筆証書遺言	遺言者が日付を含めすべて自署し、押印して作成する方法
公正証書遺言	遺言者が原則として証人2人以上とともに、公証役場に出かけ、公証人に遺言内容を口述し、公証人が筆記して作成する方法
秘密証書遺言	遺言者が記入し、封入封印後、公証人と証人2人以上の前に封書を提出し、自己の遺言書であることを申述し、公証人がこの申述などを封紙に記載した後、遺言書や証人とともにこれに署名し、押印して作成する方法

Q2 将来の自分の相続を見据えて、念のため遺言を書こうと思っておりますが、遺言の種類はそれぞれどのようにして教えたほうがよいでしょうか。

「S2」部分には①と同様の純資産評価方式による評価が適用されることになると思います。(※1) 原則的評価方式は会社を従業員数、総資産評価額および売上高により大会社・中会社・小会社のいずれかに区分し、それぞれの区分に応じて類似業種比準評価方式又は純資産評価方式があるいはその併用により評価を行う方法

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
①記載者	遺言者本人が自筆	公証人	代筆も可能
②証人	不要	2人以上	2人以上
③費用	ほとんどかからない	公証役場手数料	公証役場手数料
④保管	遺言者本人	原本：公証人役場 正本：遺言者本人	遺言者本人
⑤家庭裁判所の検認	必要	不要	必要
⑥無効となる可能性	法定書式に不備があると無効になる可能性がある	ない	法定書式に不備があると無効になる可能性がある

また、それぞれの方式についての主な相違点は右の通りとなります。それぞれのメリット・デメリットを勘案の上、遺言の目的や重要性を考慮して、どの方式にするかを決定する必要があります。